

「電気取扱業務（低電圧）に係る特別教育」のご案内

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

事業者は、労働安全衛生法第59条第3項(労働安全衛生規則第36条第4号)の規定により、高圧、低圧を問わず、充電回路の敷設や点検・修理・操作等の業務は危険な作業であるため、これらの作業に従事する作業員に対し安全のための特別教育を実施することが義務付けされております。

今般、前記の業務の内、低電圧(直流750V以下、交流600V以下)の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務についての特別教育を下記により実施することにいたしました。

つきましては、関係作業従事者が漏れなく受講されますようご案内いたします。

記

- 日時 令和2年12月16日(水) 8:30~17:30(受付8:15~)
- 場所 鳥取県立倉吉体育文化会館(倉吉市山根529-2)
- 日程

	科目	時間	講師
学 科	①低圧電気の基礎知識	8:30~16:30(7時間) (12:00~13:00 休憩)	中国電気保安協会 倉吉営業所
	②低圧電気設備の基礎知識		
	③低圧用の安全作業用具の基礎知識		
	④低圧の活線作業及び活線近接作業の方法		
	⑤関係法令		
実 技	①開閉器の操作	16:30~17:30(1時間)	

(注) 低圧の活線作業及び活線近接作業に従事させるには、上記講習のほかに活線作業に関する実技教育を6時間以上受ける必要がありますのでご留意下さい。

- 受講料 協会員 9,000円(テキスト代を含む)
非協会員 11,000円(テキスト代を含む)
- 申込方法 令和2年12月9日(水)までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax(0858-22-9054)で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

振込口座	<u>鳥取銀行倉吉支店(普)0207231</u>
名義人	(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

6. その他

- 当協会発行の「特別教育等受講者記録」(受講証)をお持ちの事業場は、「受付」の際にお渡し下さい。
- 受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお出で下さい。
- 受講申込み後の取消し(欠席を含む)は、12月9日(水)までに連絡があった場合を除き受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- 受講者の健康の確保や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、体調不良や発熱等の風邪症状が見られる場合には、受講を控えて頂くようお願いいたします。また、受講に際しましては、必ずマスクの着用をお願いします。会場にはアルコール消毒を用意していますので入場時(休憩後の再入場も含む)ご使用下さい。
- 申込み・問い合わせ先

(〒682-0811)倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F

(一社)鳥取県労働基準協会中部支部

(Tel・Fax 0858-22-9054)

「電気取扱業務（低電圧）特別教育」受講申込書

受講者氏名	生年月日	備考
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	
	昭・平 年 月 日	

(★ この欄もご記入願います★)

(1) 鳥取県労働基準協会への加入の有無 (①又は②いずれかに○印を付けて下さい。)

①労働基準協会に加入 (東部・中部・西部の各支部いづれでも可)

②労働基準協会に未加入

(2) 受講者数 (名)、受講料 計 (円)

(3) 支払方法 (持参・現金書留・銀行振込) (いずれかに○印を付けて下さい。)

上記のとおり申し込みます。

令和2年 月 日

所在地

事業場名

(連絡先電話番号)

代表者職氏名

印

(〒682-0811) 倉吉市上灘町115-1 (有)河崎組3F
(一社)鳥取県労働基準協会中部支部長 殿
(Tel・Fax 兼用 0858-22-9054)